

▶ 整備基準抜粋

- (1) 通路等であって、公共用通路と車両等の乗降口との経路を構成するものは、第1の18の項(2)のアに定める構造の視覚障害者利用円滑化経路とすること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の案内設備がある場合であって、当該2以上の案内設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の案内設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。
- (2) (1)の視覚障害者利用円滑化経路と1の項(2)のオの(イ)に規定する乗降口ビーに設ける制御装置、5の項に規定する便所の出入口、7の項に規定する乗車券販売所等、8の項に規定する券売機又は12の項に規定する案内標示板との間の経路を構成する通路等は、それぞれ視覚障害者利用円滑化経路とすること。ただし、(1)のただし書に規定する場合においては、この限りでない。
- (3) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。

▶ 目標となる基準抜粋

- (1) 同上
- (2) (1)の視覚障害者利用円滑化経路と1の項(2)のオの(イ)に規定する乗降口ビーに設ける制御装置、5の項に規定する便所の出入口、7の項に規定する乗車券販売所等、8の項に規定する券売機又は12の項に規定する案内標示板との間の経路を構成する通路等は、それぞれ視覚障害者利用円滑化経路とすること。ただし、(1)のただし書に規定する場合においては、この限りでない。
- (3) 同上

▶ 解説

建築物の視覚障害者利用円滑化経路の項参照